

## 滋賀県ニューツーリズム推進協議会 会則（案）

（名称）

第1条 この会は、滋賀県ニューツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、コロナ禍を経た新しい時代の観光「ニューツーリズム」の展開を見据えて、“今ある観光素材の「再発見・再評価」”を行うとともに、テーマ性、ストーリー性を持った発信を行い、観光振興を通じた地域活性化を加速させるため、関係者が一体となった総合的な観光振興施策を展開することにより、持続可能な本県経済の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）各団体間の情報共有に関する事項
- （2）各団体間の相互連携や調整に関する事項
- （3）広報宣伝活動等の情報発信に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するため必要な事項

（構成）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する団体の代表者、もしくは団体が推薦する者の委員をもって組織する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 3名

2 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、協議会の解散までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

（総会）

第8条 協議会の総会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

3 総会の議事は、出席委員（代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(部会)

第9条 特定分野の事項を検討するため、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会は委員または委員が所属する団体が推薦する者、数名によって構成する。また、その他の者を構成員に加えることができる。
- 3 部会は検討、実施した結果を協議会へ報告することができる。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 事業の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の議決は、会長が適当であると認めるときは、協議会の議決とすることができる。この場合、幹事会は、議決事項について、次の総会に報告しなければならない。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、滋賀県商工観光労働部観光振興局内に事務局を置く。

(解散)

第12条 協議会は、委員の過半数の同意を得て解散することができる。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年6月23日から施行する。